

入札説明書（請負施行：外構工事）

1. 公告日：令和元年11月8日

2. 施工管理

名称：全国農業協同組合連合会 山梨県本部

住所：甲府市飯田 1-1-20

電話：055-223-3551

施工管理担当者：一級建築士 中村 好克

補助者：酒井 敬太

所属：生活部 施設住宅課

3. 参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札公告2.に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格申請書を提出し、前項の施工管理担当者から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加出来ないものとする。

(1) 提出期間：令和元年11月8日（金）から令和元年11月25日（月）まで、土日祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所：全国農業協同組合連合会 山梨県本部 施設住宅課（甲府市飯田 1-1-20）

(3) 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参することにより行なうものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 参加資格確認通知

：令和元年11月29日（金）までに、書面（FAX送信）をもって通知する。

(5) 申請書の作成

申請書は、一般競争入札公告に沿って、別紙「様式1」により作成すること。

【添付書類】

ア. 業務報告書

直近年度のもので、法人概要書を含むこと

イ. 建設業許可通知書（写）

申請日現在の許可状況と一致する通知書の写し、または許可証明書の写し

ウ. 工事経歴書（直近3ヶ年間分）

経営審査申請書に添付した工事経歴書の写しを添付

エ. 技術職員名簿

直近の経営審査の審査基準日時点の技術職員名簿

オ. 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（直近3ヶ年間分）

カ. 対象工事と同種の工事の元請施工実績（過去3年間分まで）

キ. 各申立書

(6) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 施工管理担当者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない。

オ. 前項(5)の添付書類の内、指名参加願等として既に前項2.の施工管理者へ提出済みの書類がある場合は、添付を省略することが出来る。

4. 入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格が無いと認められた者は、施工管理担当者に対して参加資格が無いと認められた理由について、次の通り書面(様式は自由)により説明を求めることが出来る。

(1) 提出期限：令和元年12月4日(水)午前10時まで

(2) 提出場所：全国農業協同組合連合会 山梨県本部 施設住宅課 (甲府市飯田1-1-20)

(3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和元年12月9日(月)までに説明を求めた者に対し書面(FAX送信)をもって回答する。

5. 現場説明会

現場説明会を次のとおり行なう。

(1) 日時：令和元年12月10日(火)午前10時30分～

(2) 場所：笛吹農業協同組合 本所2階会議室 (笛吹市八代町南561)

6. 入札説明書(現場説明会資料含む)に対する質問

入札説明書および現場説明会資料に対する質問がある場合は、次のとおりとする。なお、質問が無い場合においても次のとおり、「無い」旨の書面提出を行なうこととする。

(1) 受領期間：令和元年12月13日(金)午前10時まで。

(2) 提出方法：書面(FAX送信)をもって提出する。

(3) 質問に対する回答

：令和元年12月17日(火)午後5時までに、書面(FAX送信)により回答。

7. 入札及び開札の日時及び場所等

入札者は次の日時・場所に出頭し、指示に従って入札書を提出する。

(1) 日時：令和元年12月20日(金)午前10時30分～

(2) 場所：笛吹農業協同組合 本所2階会議室 (笛吹市八代町南561)

(3) その他

ア. 入札にあたっては、参加資格があることを認められた確認通知の写しを持参し、事前に提示すること。

イ. 代理人が入札するときは、委任状を事前に提出すること。

8. 入札方法：次の要項のとおり入札を執り行う。

【一般競争入札要項】

1. 施主

施主名：笛吹農業協同組合

住 所：笛吹市八代町南 561

電 話：055-265-1600

代表者：代表理事組合長 小池 一夫

担当者：部長 五味 義幹

所 属：指導販売部

2. 設 計

設計者：全国農業協同組合連合会 山梨県本部

住 所：甲府市飯田 1-1-20

電 話：055-223-3551

代表者：県本部長 梶原 一明

担当者：一級建築士 中村 好克

所 属：生活部 施設住宅課

3. 工事名称

事業年度：平成31年度（令和元年度）繰越事業

補助事業名：強い農業・担い手づくり総合支援交付金（やまなし果樹産地施設等整備事業）

工 事 名：JAふえふき 御坂地区統合共選所新築に伴う外構工事

4. 工事場所 笛吹市御坂町金川原

5. 工 期

着 工：令和2年1月14日

完 成：令和2年12月25日

引き渡し：令和2年12月25日

6. 支払条件

完成引渡し後一括

7. 補 償

系統建設工事総合補償制度に加入するものとし、保険料は工事金額（税込）に0.27%を乗じて算出する。

8. 設計図書（表紙、図面リストを含め）

紙またはメディア(CD等)にて現場説明会において交付する。

9. 工事範囲

設計図書及び現場説明時指示事項の範囲とする。

10. 支給建材機器

別添一覧表による。

11. 別途工事

(1) 建築工事・選果機（プラント）工事

(2) その他、現説条件書による

12. 請負業者の決定方法

一般競争入札心得による。

13. 契約

全農所定の工事指図書（約款添付）と工事受注確認書により全農と契約する。なお、落札した請負者が暴力団等の関係者であることが判明した場合は契約できない。また、令和元年山梨県議会12月定例会及び令和元年笛吹市議会第4回定例会において、当該工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、契約の締結を行わないものとする。

14. 入札書記載金額

(1) 入札書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。

(2) 契約価格は決定金額に100分の110を乗じた金額とする。

15. 官庁その他への手続き

建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁その他への手続きは、一切請負業者の負担で行なう。

(注) 工事内容に合わせ、変更する。

16. 工事記録等

(1) 月報

日報をとりまとめ、工事記録写真を添えた月報を3部提出する。

(2) 写真

主要な工事の進捗と完成時の写真をアルバムに収め、3部提出する。

(3) その他

施工管理担当者の指示による。

17. 保安等

近隣の居住者および所有者への保安及び振動騒音には、十分な対策を講じて工事を行なう。もし、これらに関する注意及び苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において解決する。

18. 産業財産権の保証

(1) 産業財産権について何らかの問題が発生した場合は、施主および代行者の事業に支障のないよう請負者の責任において解決する。

(2) 万一損害が施主に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。

(3) 上記の内容を厳守することを別紙の誓約書として見積参加時に提出すること。

19. 情報処理プログラムの取扱い

(1) OSやデータベースソフトなど一般に販売されているプログラムを除き、当施設を運

営するために作成された制御または情報処理用プログラムの仕様およびシーケンサープログラムに関する仕様とラダー図については、全て施主および代理者に公開し読み取りが容易な仕様書として提出すること。

- (2) 将来、施主が当施設について改修や機能向上を行うにあたり制御または情報処理用プログラムの改造を伴う場合、施主はプログラムの変更切除その他の改変が可能であることとし、この場合施工者は著作権等に関する主張を行わないこと。

20. その他

- (1) 設計図書の返却

現場説明会等で交付した設計図書・メディア等は、入札書（見積書）提出時に返却する。

- (2) 仮設物費に関する事項

電力、用水、電話等の経費は、全て請負業者の負担とする。

以 上

【一般競争入札心得】

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行なう。

1. 入札者は指定の日時、場所に出頭し、指示に従って入札書を提出する。
2. 代理人が入札する時には、入札前に委任状を提出する。
3. 入札書には、
 - (1) 工事金額
 - (2) 住所（登記上）・社名・代表者名（商号代表者の肩書、氏名）・代表者印
なお、代理人が見積提出時は代理人の記名及び代理人印を押印のこと（代表者印は不要）。
 - (3) 入札年月日
を記入する。
4. 入札者は、要求に応じて提出出来るよう内訳明細書を持参する。
5. 次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札参加資格のない者
 - (2) 代理人で委任状を提出しない者
 - (3) 入札に必要な事項を記載しない者
 - (4) 同時に2つ以上の入札書を提出した者
 - (5) 入札に関して不正な行為を行った者
 - (6) 入札の時間に遅れてきた者
6. 入札保証金の納付の必要はない。
7. 入札の回数は3回までとし、次の方法により請負業者を決定する。
 - (1) 3回以内に予定工事金額内に達した最低価額者。
 - (2) 3回の入札を行っても予定価格に達しない場合は、不調として入札を終了する。

以上